

三重県公報

第9689号
昭和43年11月29日
金 曜 日

目 次

告 示

- 健康保険保養所開設 (保 險 課) 1
- 調理師試験日程一部変更 (食品衛生課) 2
- 公共用財産用途廃止 (監 理 課) 2
- 公有水面埋立しゅん工認可 (河 川 課) 3
- 公有水面埋立しゅん工期間伸長許可 (同) 3
- 公有水面埋立追認 (港 湾 課) 4
- 漁船損害補償法による加入区指定の一部改正 (漁 政 課) 4

公 告

- 公給領取証無効 (税 務 課) 5
- 新規土地改良事業計画認可申請審査等 (耕 地 課) 5
- 町営土地改良事業施行認可申請審査等 (同) 6
- 道路位置指定 (志摩土木事務所) 6
- 同 (尾鷲土木事務所) 6

告 示

●三重県告示第805号

健康保険法（大正11年法律第70号）第23条の規定に基づく健康保険保養所を次のとおり開設したので、三重県健康保険保養所規程（昭和25年三重県告示第349号）第1条第2項の規定により告示する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 寛

名 称 健康保険保養所「志摩荘」
 位 置 三重県志摩郡阿児町賢島
 開設年月日 昭和43年11月1日

学事文書課長

課長補佐

文書課長



●三重県告示第806号

調理師試験(昭和43年三重県告示第738号)の日程を次のとおり変更する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

試験実施日時及び場所

	月	日	時 間	場 所
変更前	昭和44年	1月26日	午前9時から 午後2時30分まで	
	昭和44年	1月26日	同 上	
変更後	昭和44年	2月2日	同 上	三重県津市洪見小谷699 三重県立津商業高等学校
	昭和44年	2月2日	同 上	三重県尾鷲市古戸 三重県立尾鷲高等学校

●三重県告示第807号

次の公共用財産の用途を廃止する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 財産の所在

鈴鹿市八野町字西条地内

2 種目、地番及び地積

(1) 道路敷(公道)

832番地の1	56.81平方メートル
833番地の2	109.24平方メートル
772番地の2	66.01平方メートル
772番地の4	49.16平方メートル
773番地の2	9.20平方メートル
774番地の2	13.11平方メートル
775番地の2	9.20平方メートル
776番地の2	13.11平方メートル
777番地の2	39.56平方メートル
778番地の2	62.94平方メートル
計	428.34平方メートル

(2) 道路敷(里道)

779番地先	63.09平方メートル
785番地先	135.00平方メートル
805番地先	99.00平方メートル

807番地先 58.23平方メートル

計 355.32平方メートル

●三重県告示第808号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 願人の住所氏名

鳥羽市

2 埋立の場所及び面積

鳥羽市桃取田字

中ノ谷	2	マナゴ	18
			19
			21
			27
立山			29
			31

番地先公有水面

6,403.40平方メートル 国有地 684.12平方メートル
市有地 5,719.28平方メートル

3 埋立の目的

小学校敷地用地

4 工事着手及びしゅん工年月日

着手 昭和42年11月29日

しゅん工 昭和43年7月27日

5 埋立免許の年月日

昭和42年10月30日

6 埋立しゅん工認可年月日

昭和43年11月29日

●三重県告示第809号

公有水面埋立工事しゅん工期間伸長について次のとおり昭和43年11月29日許可した。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 願人の住所氏名

伊勢市馬瀬町729番地

中北松五郎

2 埋立の場所及び面積

伊勢市 神社港 並小路 地先馬瀬川
下野町 神照寺川

22,665.94平方メートル (6,686坪6合5勺)

3 埋立の目的

雑種地、養魚池、水路、堤とう、道路

4 工事しゅん工期限

旧 昭和33年7月31日

新 昭和45年3月31日

5 埋立免許年月日

昭和16年12月2日

●三重県告示第810号

公有水面埋立について、次のように追認した。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 願 人

三 重 県

南牟婁郡鶯殿村

2 埋立の場所及び面積

南牟婁郡鶯殿村239番地の4地先水面

2,638平方メートル

3 埋立の目的

堤 防 敷 (1,507平方メートル) の造成

港湾施設用地 (1,131平方メートル)

4 工事しゅん工期限

昭和44年3月31日

5 埋立追認の年月日

昭和43年11月29日

●三重県告示第811号

漁船損害補償法による加入区指定(昭和35年三重県告示第509号) 漁船損害補償法の一部を改正する法律による加入区指定(昭和35年三重県告示第510号)の一部を、次のとおり改正する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 昭和35年三重県告示第509号の表中

「河芸千里 安芸郡河芸町大字千里一円」を削る。

2 昭和35年三重県告示第510号の表中

「豊 津 安芸郡河芸町内田豊津村一円」を
「河芸町 安芸郡河芸町一円」に改める。

公 告

●料理飲食等消費税に係る次の公給領収証の紛失届があり、昭和43年10月27日以降無効としたので、三重県県税条例施行規則(昭和34年三重県規則第48号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 公給領収証の種類

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第9条の3第1項に規定する第15号の6様式A55126~A55200 1冊

2 紛失年月日

昭和43年10月27日

3 紛失届出者

四日市市諏訪栄町 大西 勇吉

●木曾岬村土地改良区の新規土地改良事業計画認可申請は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき適当と認められるので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和43年11月29日から
昭和43年12月18日まで

3 縦覧の場所

木曾岬村役場

●明和町営土地改良事業（大淀地区）の施行認可申請は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき適当と認められるので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和43年11月29日から
昭和43年12月18日まで

3 縦覧の場所

明和町役場

●建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和43年11月11日次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、三重県志摩土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 関係土地の地名地番

志摩郡阿児町神明字才庭¹⁸¹³⁻⁵
¹⁸¹³⁻⁷

2 指定道路

道路番号 幅員 延長
A 6.20メートル 33.20メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

志摩郡阿児町鶴方4042
新栄商事株式会社三重連絡所 所長 岩田 儀一

●建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和43年11月13日次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、三重県尾鷲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和43年11月29日

三重県知事 田 中 覚

1 関係土地の地名地番

1631の1	1631の8	1544の4
尾鷲市大字南浦1631の3	1633の4～1633の7	1543の2
1631の5	1542の1～1542の4	1548の7

2 指定道路

道路番号	幅員	延長
1	6.00メートル	75.80メートル
2	4.00メートル	72.80メートル
3	5.00メートル	58.00メートル
4	5.00メートル	28.40メートル
5	5.00メートル	34.00メートル
6	5.00メートル	31.40メートル
7	5.00メートル	23.20メートル
8	6.00メートル	173.30メートル
9	4.00～6.00メートル	22.80メートル
10	4.00メートル	15.80メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

津市栄町1丁目171番地

三重県住宅供給公社 理事長 田中 覚

●正 誤

昭和43年11月1日付三重県公報第7681号中

頁	行	誤	正
5	左から18行目	前項の變更認可	前項の變更許可
〃	左から13行目	使用三年	使用二年
〃	左から12行目	収益六月	収益六月
〃	左から9行目	付る	付ける
6	左から5行目	又は、その	又はその
7	右から1行目	各号いすれかに	各号のいすれかに
〃	左から3行目	規則第十二条	規則（昭和三十一年建設省訓令第一〇二二条）第十二条
〃	左から1行目	は、この	は、この
8	右から9行目	「海岸」、海城	「海岸」を「海岸」、海城
9	表中10行目	〇・五五	〇・五五

10	第1号様式中	住所(所在地)	住所
11	第2号様式中	許更	変更
"	"	および	及び
"	"	および	及び
"	"	および	及び
"	"	かつ変更	かつ、変更
12	第3号様式(表 面)中	No. _____	No. 一般
"	第3号様式(裏 面)中7行目	手続を	手続きを
13	第5号様式中	(行為を廃・中止)	行為を廃止・中止)
14	第6号様式中	住所(所在地)	住所
"	"	および	及び
"	"	および	及び
10	第1号様式中	④	
11	第2号様式中		
12	第3号様式中		④
13	第5号様式中		
14	第6号様式中		

(河川課)



毎週火、金曜日発行
購読料 1箇月 300円
1箇年 3,600円

昭和43年11月29日印刷発行
津市広明町13番地(電代⑧1,111)
三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課